



# 長野県報

12月28日(金)  
平成24年  
(2012年)  
号外

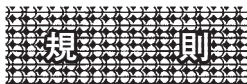
## 目次

### 規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則(人事委員会事務局) ..... 1

### 訓令

長野県職員服務規程の一部改正(人事課) ..... 1



職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年12月28日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

#### 長野県人事委員会規則第8号

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間及び休暇等に関する規則(昭和27年長野県人事委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表の第19号中「骨髓移植」を「骨髓又は末梢血幹細胞移植」に、「骨髓液」を「骨髓若しくは末梢血幹細胞」に改め、同表の第20号を次のように改める。

<p>20 自発的に、かつ、報酬を得ないで次に掲げる社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動その他人事委員会が定める活動を除く。)を行う場合</p> <p>(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動</p> <p>(2) 文化又はスポーツの振興を図る活動</p> <p>(3) 環境の保全を図る活動</p> <p>(4) 災害救援活動</p> <p>(5) 子どもの健全育成を図る活動</p>	<p>一の年において5日を超えない範囲内で必要と認める期間</p>
---	-----------------------------------

第8条第2項中「第18号まで」の次に「又は第20号」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第1号中「の事由」を「又は第20号の事由」に改める。

#### 附則

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



#### 長野県訓令第7号

本庁内部部局  
現地機関  
労働委員会事務局

長野県職員服務規程(昭和40年長野県訓令第16号)の一部を次のように改正し、平成25年1月1日から施行します。

平成24年12月28日

長野県知事 阿部 守一

様式第9号を次のように改める。

(様式第9号)(第30条関係)

#### ボランティア活動計画書

所属名

職名

氏名

㊞

#### 1 活動期間

年 月 日 時 分～年 月 日 時 分

#### 2 活動の種類

- 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 文化、スポーツの振興を図る活動
- 環境の保全を図る活動
- 災害救援活動
- 子どもの健全育成を図る活動

#### 3 活動場所

施設名等

所在地

電話

#### 4 具体的な活動内容

#### 5 仲介団体等の有無及び団体名

- 有  無

団体名

電話

(備考) 1 「3 活動場所」及び「4 具体的な活動内容」につ